

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例について

- ・対象者の要件

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける事業者

- ・対象地域

地方活力向上地域（地域再生法第5条第4項第5号）

税目	対象	軽減内容	対象期間
事業税	特定業務施設に係る事業 (東京23区から県内へ移転する場合に限る。)	1年目： 税率1/2 軽減 2年目： 税率1/4 軽減 3年目： 税率1/8 軽減	2018.4.1～ 2028.3.31 (当該計画の認定期間)
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	全額免除	